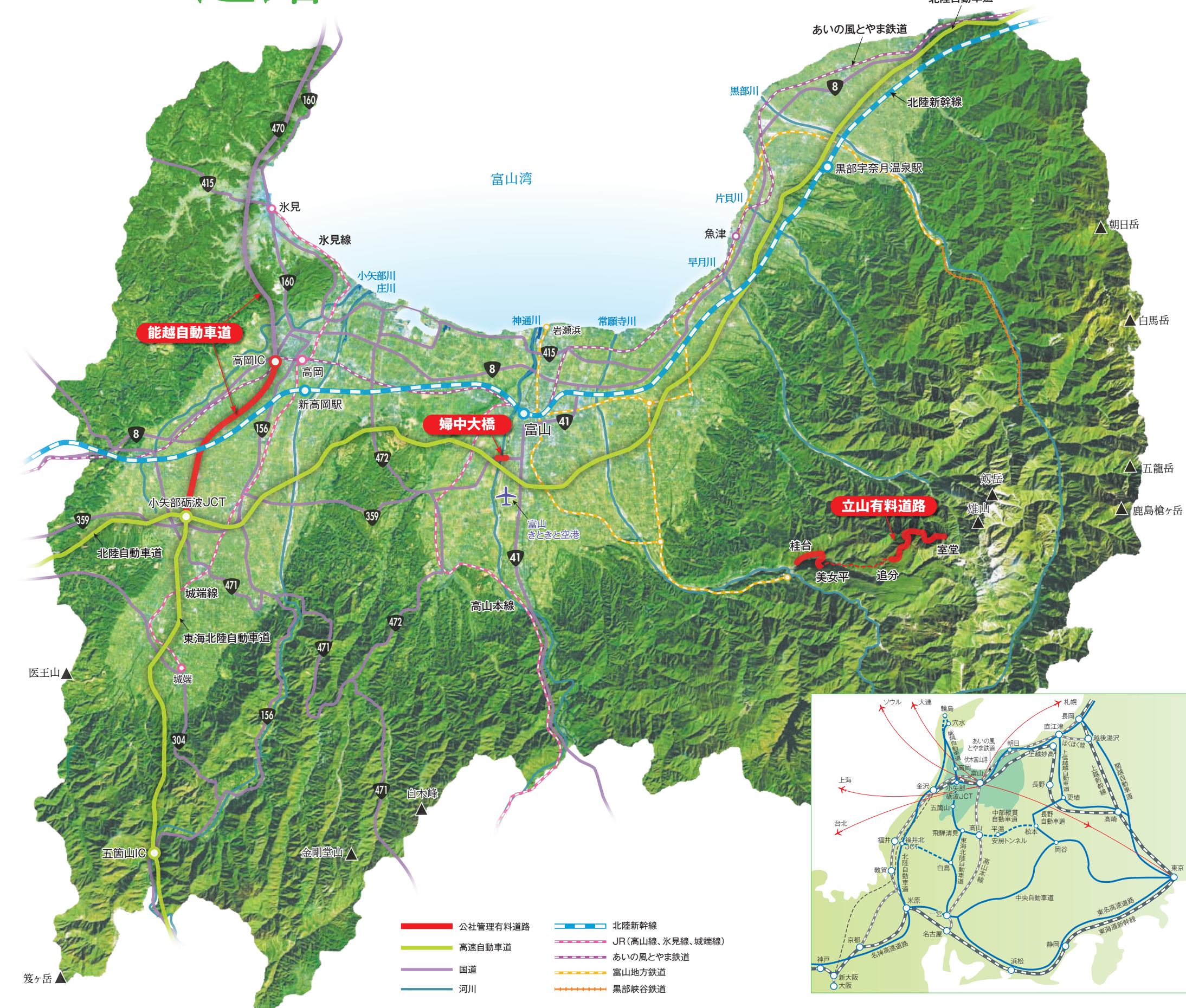


3つの道路

立山有料道路／能越自動車道／婦中大橋



有料道路制度のはじまり

道路は、今日、国民生活や経済活動と密接に関連する社会資本であり、交通需要の増大とともにますます重要となってきた。

本格的な道路整備は、昭和27年の道路法、旧道路整備特別措置法の制定に始まる。

この法整備により、国や地方公共団体は資金運用部
資金特別会計から道路整備資金を借り入れ、通行車両
から徴収する通行料金で償還していく「有料道路制度」
がスタートした。

また、昭和28年に制定された道路整備費の財源などに関する臨時措置法に基づく「道路特定財源制度」や翌29年からの道路整備5か年計画の始まりが、全国の道路整備を大きく推進することとなる。

その後、高度経済成長により道路整備の促進が強く要請されるようになり、有料道路事業の拡充と効率的な運営を図るため、昭和31年に道路整備特別措置法が制定され、高速道路株式会社（旧日本道路公団）等と地方公共団体が事業の主体となっていく。

地方道路公社の設立

国の基幹道路と比較し、地方の道路整備が遅れていたことから、地方幹線道路を整備するため、昭和45年に地方道路公社法が制定され、地方の有料道路事業は道路公社がその多くを引き継ぐこととなった。

道路公社が新たに道路建設をする場合の財源は、地方公共団体の出資金及び政府と民間からの借入金であり、許可を受けた料金徴収期間における通行料金等により償還することとしている。

ただし、途中で大規模な改築等を行う場合は、その財源の償還のために有料期間を延長できていることとなっている。

富山県道路公社

■設立 昭和46年4月1日

■基本財産 5,745百万円(富山県出資)

■事業

◇有料道路の建設・管理

- ・立山有料道路及び能越自動車道の2路線の建設及び管理

- ・婦中大橋有料道路の建設及び管理
(昭和62年8月から平成7年4月まで有料期間)

◇関連道路の管理受託

- ・県道富山立山公園線(美女平～追分間)の道路維持管理及び修繕

- ・能越自動車道(高岡～県境間〔直轄国道部分〕)の道路情報管理及び緊急対応

大自然と生きる立山有料道路

立山有料道路は、中部山岳国立公園内を走る管理延長14.4kmの山岳道路で、県道富山立山公園線の桂台～美女平(5.5km)及び追分～室堂(8.9km)の2区間で構成されている。

富山県が世界に誇る霊山「立山」へのアクセス道路であり、標高2,450mの室堂平で展開する360度の大パノラマが多くの観光客を魅了する。

立山黒部アルペンルート

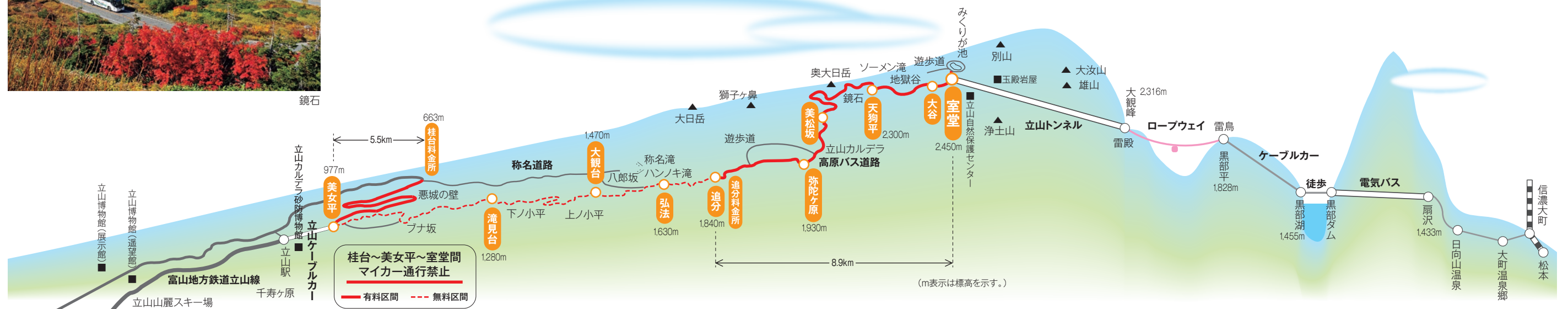
北アルプスの立山連峰を貫く富山県立山町(千寿ヶ原)から長野県大町市(扇沢)までの山岳観光ルートで、四季折々の雄大な自然を体感できる所として国内外から沢山の観光客を迎えている。



称名滝



鏡石



刻とともに移り変わる

周囲の景観に

感動の期待がふくらむ

肌で感じる緊張

時間が止まったような瞬間が

体を包む

道は天空へと続く



雄山山頂



みくりが池



黒部ダム